

関西 労災 職業病

関西労働者安全センター

2023.2.10発行〈通巻第540号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3
JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : <https://koshc.jp/>



自主管理による新たな化学物質規制法	2
韓国・半導体工場労働者の膀胱がんを労災認定／パノリム	6
死ぬまで元気です vol.55 右田孝雄	8
天明佳臣先生（神奈川労災職業病センター所長）を偲ぶ	10
韓国からのニュース	13
前線から	16
暴力！暴力！暴力！建設労働者への暴力三連発／三重・奈良・京都	

1月の新聞記事から／19
表紙／在りし日の天明佳臣先生(右) 2005年2月故・新垣重雄氏と
大阪市立豊崎本庄小学校ソテツ前で記念撮影(本文10ページ)

自主管理による新たな化学物質規制法

2023年4月1日から施行

厚生労働省は2021年7月19日に「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書（以下、「報告書」）」をとりまとめた。それに基づき、安全衛生法施行規則等の改正する政令や通達が2022年2月と5月に多数発出され、2023年4月1日と2024年4月1日から施行される。

以前、本誌2021年11-12月号に紹介記事を掲載したが、報告書は、これまで化学物質規制の根幹であった「特定化学物質障害予防規則」「有機溶剤中毒予防規則」「防じん障害防止規則」等での対策から、事業者が自律的管理を行う仕組みへと化学物質管理の対策を大きく変更するというものだ。

新たな化学物質規制では、使用禁止となった物質、有害性が高く自主管理が困難とされた物質以外は、事業主に化学物質のリスクアセスメントを実施する義務が課される。

国は、GHS分類を進めて、危険性・有害性の確認を行い、その分類に従って、事業主はリスクアセスメントを行う（次ページ図参照）。

改正された規則等の情報は、厚生労働省ホームページ「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について」([https://](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25984.html)

www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25984.html)に掲載されている。

令和3（2021）年1月11日

- 基安化発0111第2号「労働安全衛生法に基づく安全データシート（SDS）の記載に係る留意事項について」

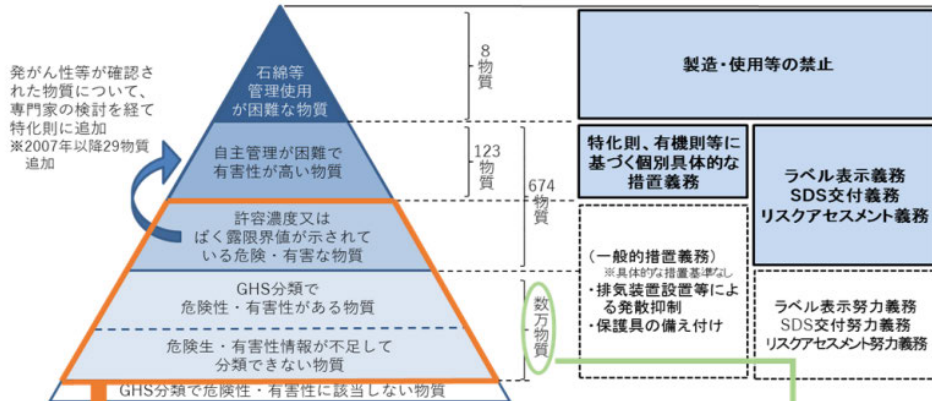
令和4（2022）年2月24日

- 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）
- 労働安全衛生法施行規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第25号）
- 基発0224第1号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について」

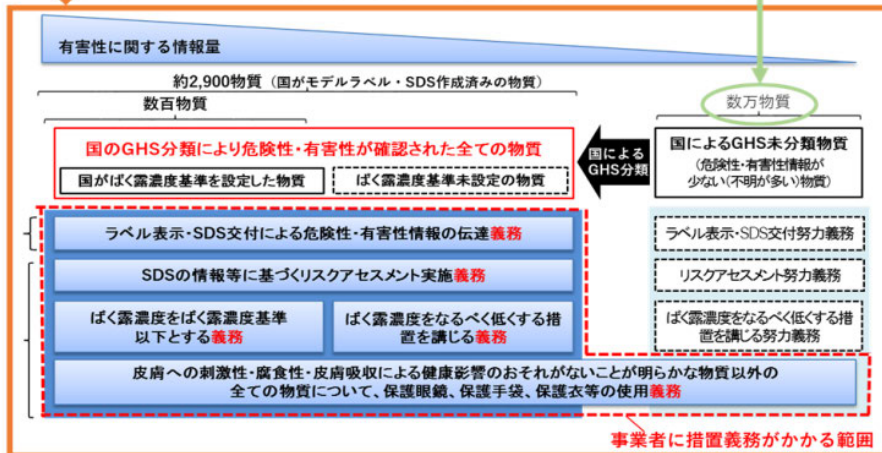
令和4（2022）年5月31日

- 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）
- 化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する告示（令和4年厚生労働省告示第190号）
- 基発0531第9号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」
- 基安化発0531第1号「『労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等

<現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について』の改正について」

- ・独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生研究所化学物質情報管理研究センター「化学物質の自律的管理におけるリスクアセスメントのためのばく露モニタリングに関する検討会報告書」など、改正は多岐にわたっている。

改正点は、

- ・ラベル表示・SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務対象物質に、国のGHS分類で危険性・有害性が確認された物質を追加する。
- ・事業者は、リスクアセスメント対象物について、ばく露される程度を最小限にする。リスクアセスメント対象以外の部室も、ばく露される程度を最小限度にする。
- ・ばく露濃度の低減措置の内容と労働者のばく露状況についての労働者の意見聴

取を行い、記録を作成保存する。

・障害等防止用保護具を使用し皮膚等障害化学物質等への直接接触を防止する。

2023年4月から努力義務、2024年4月から義務化。

・衛生委員会の付議事項に化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を加える。

・同一事業場で同種のがんに複数の労働者がり患したとき、業務起因性の可能性について医師の意見を聴き、業務に起因すると疑われると判断した場合、遅滞なく労働局に報告する。

・リスクアセスメント結果とそれに基づいて講じる措置の内容等の周知と記録作成・保存。

・労働基準監督署が、化学物質の管理が適正に行われていない疑いがあると判断した事業所に、改善を指示し、事業者は専門家の助言に基づき、1か月以内に改善計画を作成して改善措置を実施する。

・事業者は、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、労働者の意見を聴き、必要な健康診断を行い、必要な措置を講じること。健康診断の記録は5年間（がん原性物質は30年間）保存する。

・化学物質管理者の選任義務化

・保護具着用管理責任者の選任義務化

・雇入れ時の教育で、これまで特定の業種で一部の項目を省略することが認められていたが、これを廃止し、危険・有害性のある化学物質を製造・取り扱う全ての事業場で、必要な教育を行う。

・職長などに対する安全衛生教育が必要な業種の拡大

・SDS等の通知方法に相手の承諾を得ずとも、文書以外に、様々な記録媒体の交付や通知の記載されたホームページのアドレスなども可能とする。

・SDSの通知項目「人体に及ぼす作用」を定期的に確認し、変更に従い更新し、通知先に知らせる。

・SDSの通知事項に「(譲渡提供時に)想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を追加、成分の含有量の記載で10%刻みの記載方法を改め、重量パーセントの記載とする。

・安衛法57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている化学物質は、譲渡・提供以外に、他の容器に移し替えて保管する場合や自ら製造して容器に保管する場合も、ラベル表示や文書、その他の方法で、必要な情報を伝達すること。

・安衛法31条の2の化学設備、特定化学設備に加えて、新たにSDS通知の義務対象物の製造・取り扱い設備も、改造・修理、清掃の外注時に、請負人の労働者に化学物質の危険性と有害性、注意すべき事項、安全確保措置を記載した文書を交付しなければならない。

・化学物質管理の水準が一定であると所轄労働局長が認定した事業場は、特別規則について個別規制の適用を除外し、特別規則の適用物質の管理を、事業者による自律的な管理に委ねることができる。

・有機溶剤、特定化学物質、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度

について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は実施頻度を6か月に1回から1年に1回に緩和できる。

- ・作業環境測定の評価結果が第3管理区分（作業環境管理が適切でない）とされた場合、改善の可否と改善方策を外部の作業環境管理専門家に意見を聴き、その結果、改善可能な場合、改善措置を講じて結果を評価する。改善困難な場合、有効な呼吸用保護具の使用、保護具着用管理責任者による管理・指導、措置内容を所轄労働基準監督署に届け出る、6か月ごとの個人サンプリング測定等による濃度測定などの義務化。

などである。

リスクアセスメントを事業者に義務付けることは、化学物質管理には有効であるし、これまで以上の広い範囲の化学物質に対して、ばく露濃度を基準以下とすることを義務付け、さらにばく露濃度をなるべく低くする措置を講じることも努力義務とする点は、評価できる。

上記の改正点で、やはり気になるのは、一部の緩和措置である。

特殊健康診断を6か月に1回から年1回に緩和したり、特別規則による個別規制（局所排気等工学的対策、保護具の使用、健康診断、作業環境測定などの措置の義務）を一定水準にある事業場については適用除外し、自主管理に委ねるなどとしている。特殊健康診断については、確かに必ずしも半年ごとに検診を受けなければならないとは

限らないかもしれないが、一律の緩和ではなく、物質の特性に合わせて検診内容を変更する等の細かな対策であるべきではないだろうか。作業環境測定に関しては、やはり回数を減らして緩和するのではなく、環境、季節、製造・取り扱いの繁忙期等の状況の変化があるごとに測定する必要があるので、特化則の半年ごとに1回の測定義務は残したほうがいいのではないだろうか。

国は、このような緩和措置で対応できるようならば、これまでの特化則を廃していく方針としている。

さて、この4月1日から、リスクアセスメント対象物質のばく露濃度低減措置や保護具による皮膚障害等の防止義務などは施行される。

項目が多く、これまで対策が最低限の措置で取り扱ってきた多くの企業が、業務内容の見直しを余儀なくされる。とりわけ、中小企業では、リスクアセスメントひとつ取っても、手が回るのか怪しいところだ。報告書では、中小企業に対する支援の強化があがっていたが、ざっと見たところ、とくに支援策があるようには見えない。昨年4月から今年3月まで「化学物質管理に関する相談窓口」をテクノヒル株式会社というところに委託して開設しているようだ。化学物質管理について、技術的な支援を受けることができると、厚労省のホームページに書かれている。自力で、リスクアセスメントと今回施行される多くの対策を行える中小企業は多くないだろうし、大半の企業は、お金をかけて専門家に依頼するしかなさそうである。

半導体の清掃労働者が直面する危険を認めた 疾病判定委員会の労災認定判定を歓迎する

サムソン半導体の華城事業場など、様々な電子産業で約13年間働いて膵臓がんで亡くなった故イ○○さん（以下、故人）が、2022年12月21日、勤労福祉公団ソウル南部業務上疾病判定委員会で業務上疾病と認定された。

故人の業務上疾病認定の理由について多数の判定委員は、△半導体工場のクリーンルームの清掃業務中に、様々な有害物質にばく露した点、△設備オープンに伴う電離放射線などへのばく露の危険が存在する点、△産業安全保健研究院の半導体製造工程勤労者に対する健康実態疫学調査結果で、女性オペレーターの膵臓がんの危険比が有意に出た点、△その他、労災保険法の趣旨と裁判所の判例などを総合的に考慮する時、故人の傷病と業務とに相当因果関係があると判断した。

故人は本格的に働き始めた2005年から膵臓がんの診断を受けた2019年7月まで、継続して電子産業で働いていた。携帯電話ケースの塗装（2005～2006）、PCB検査（2006～2010）、携帯電話ケースの組立（2011）、PCBリワーク（2011～2012）、モニター液晶圧着（2012～2014）、半導体ライン清掃（2014～2019）と、故人は電子産業の様々な業務を行った。故人は働いた13年間のほとん

どの期間を非正規職（派遣・社内下請け）として働いた。

故人は生前に働いた場所の中で、特に半導体ラインの清掃が体に良くなかったと強調した。外部に公開された写真で見える半導体ラインは、ホコリ一つなくきれいに見えるが、故人はラインとその下部層を回りながら、様々な色の粉を綿布で拭いた。そして異物が着いた綿布を洗濯機に入れる前に直接はたいた。故人は綿布をはたきながら正体不明の粉に頻繁にばく露して病気になったようだと話した。

故人は仕事中に腹部に痛みを感じて病院に行ったが、膵臓がん4期と診断された（2019年7月24日）。故人は診断を受けた直後にパノリムに連絡し、2019年9月24日に労災申請をしたが、疫学調査が長くかかり、残念ながら生存中に労災認定の結果を聞けなかった。故人は2022年2月18日に満52歳で亡くなり、労災認定の判定は労災申請から3年以上経った2022年12月になってやっと出た。

結果はかなり遅くなったが、それでもパノリムは、故人の膵臓がんを業務上疾病と判定した勤労福祉公団・ソウル南部業務上疾病判定委員会の判定を歓迎する。今回の判定は、半導体清掃労働者の被害者たちが証言してきた危険要因を認めた初めての判

定という点に大きな意味がある。

半導体のラインの清掃をして病気になった被害者たちは、オペレーターやエンジニアだけが危険に直面するのではなく、清掃労働者も危険な状況に直面していると証言してきた。清掃労働者は設備を直接扱うことはないが、セットアップの過程で汚れた周辺を整理し、化学物質廃棄物の封筒を整理するなどの過程で有害物質にばく露されている。しかし、以前は、清掃労働者は設備を扱わないという理由だけで、有害物質へのばく露の危険を不当に低く評価されてきた。

しかし、今回の判定では、清掃労働者も他の現場へ出入りする者と類似のレベルで有害物質にばく露されると見て、更に、下部層の作業、綿布でかすを拭き取る作業、廃棄物の箱の整理作業などによって、清掃労働者が様々な有害物質にばく露した可能性があると評価した。

この判定の前までは、危険を話す半導体清掃労働者の陳述は、公式には認められなかった。半導体工場内の清掃労働者の数は相当数だが、彼らの経験は、この間はどこでもまともに可視化されなかった。可視化されていないため、これといった証拠も存在しなかった。そして、仕事中に危険にさらされて病気に罹った清掃労働者の被害者たちが、互いに互いの証拠になった。労働者の声が集まって記録（プレシアン紙連載「がんに罹った半導体ディスプレイ清掃労働者」）ができ、今回の労災認定判定も出ることになった。

膵臓がんは、病気の原因として科学的に

明らかになったものがほとんどない。しかし、病気の原因を科学的に明確に究明することが困難であっても、それだけで因果関係を簡単に否定できないという判決（最高裁 2017 年 8 月 29 日）、限定的な知見であるが、研究を考慮するとベンゼンなどの化学物質にばく露して膵臓がんが発生したとした判決（ソウル行政裁判所 2022 年 2 月 11 日）を考慮し、ソウル南部業務上疾病判定委員会も、故人の膵臓がんを労災と認定した。

故人の経験が韓国社会の認められた記録として残ったということが、亡くなった故人とその遺族の方々に少しでも慰めになることを願う。そして今後、私たちの社会が、半導体の清掃労働者が向き合っている危険にもっと耳を傾け、不当に不承認とされる清掃労働者がいないことを、更に、病気に罹ったり、病気で亡くなったりする清掃労働者がいないことを願う。

2023 年 1 月 9 日

半導体労働者の健康と人権守り(パノリム)

(翻訳：中村猛)



死ぬまで元気です

Vol.55 右田 孝雄



皆さん、こんにちは。私は相変わらず気持ちちは元気です。

しかし、年末の胸膜癒着術から体調の変化は目まぐるしく、先日行った兵庫医科大学病院での造影剤 CT の画像では腫瘍は上部に増大しているようでした。

実際体調の変化に気付いたのは先月行った熊本市での交流会でした。この日は 10 年に一度の最強寒波が日本列島を覆い尽くし、熊本にも雪が降るほどの寒さでした。熊本での宿泊先のホテルに到着したのは、夕飯にはかなり早い時間でしたので、近くにあるという熊本城へ、キャラバン隊として先着した 5 人で歩いて行きました。ところが少し歩いただけで息が上がるんです。



最初は異常な寒さのせいかとも考えました。しかし、熊本城のお堀に到着したら寒さも息切れもいつも以上に酷いので、言葉も出てきませんでした。

熊本城下の城彩苑に到着したのは午後 4 時 30 分で、天守閣には入場できない時間となっていました。一緒に行った平田さんは、先に昼間に到着してすでに熊本城を訪れていました。その平田さんが、「もう少し上に行ったら、ドーンと熊本城が見えるよ」ともう引返そうかと考えていた他の方たちの気持ちを揺らすんです。温かいくまモン焼きを食べて、その言葉に唆されてまた階段をゆっくり上って行きました。普段ならここまで息切れするかなと思いがら上りました。ところが、上に行けば行くほど木や林が邪魔して天守閣が見えないんです。それでも「もう少し上に登ればドーンと見えますよ」という平田さんの言葉に騙されてついに二の丸庭園まで行きましたが、天守閣は林が邪魔して見えませんでした。私の息切れはもう酷くて、天を仰いで深呼吸するのですが、その深呼吸が途中で止まり、酸素がまともに入ってこない気がしました。息を整えるために、しばらく二

の丸庭園から見えない天守閣の方を見ていました。

ここまで、息切れが酷いのは初めてで、すぐにでもパルスオキシメーターで酸素飽和度を測りたい気持ちでした。この息切れはホテルに戻ってからも酷いもので、早歩きを少ししただけで顕著に息苦しさが出てきました。おまけに咳まで出てきたので、乗り物に乗るのにも気を使いました。

酸素ポンベを考えるのも時間の問題となってきたのでしょうか。胸膜癒着術をして、右肺が硬くなり膨らんでこなくなったのも受け入れて、これからどう活動するか

も考えなくてはいけないところまで来たのかもしれないですね。

皆さん、私は死ぬまで元気でいられるように考えます。



中皮腫と ともに生きる

希少・難治性がん患者と家族の
26の「ものがたり」

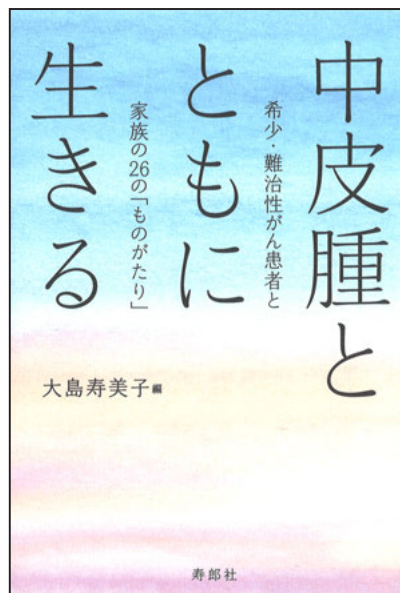
北里学園大学教授

大島寿美子 編

病によってどう生活が変わり、どんな困難に直面するのか？

2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなる時代。本書は5年生存率が一割という希少・難治性のがんになった人々の体験的知識を伝達する本です。

26人の患者・家族の「ものがたり」が、いま、困難に直面している人に《前に進む力》をもたらします。



寿郎社
四六版 232頁
本体 2000円+税

天明佳臣先生 (神奈川労災職業病センター所長) を偲ぶ

昨年11月12日、横浜港の波止場会館で天明佳臣先生を偲ぶ会が開かれ、当センターより田島事務局長と片岡が出席した。波止場会館は天明先生とも縁の深い全港湾が闘いによってかちとった施設である。

天明先生は1932年東京生まれ。

医学部卒業後、東京で外科研修、農村医学の研究を経て1971年から間にチェコ、イギリス留学をはさんで山形県の2つの自治体病院に勤務したのち、1979年神奈川県勤労者医療生活協同組合設立と同時に開設された港町診療所の所長となった。

以後、出稼労働者の健康管理、労働現場の労働安全衛生、アスベスト、外国人労働者などの問題に取り組み続けた。現場から、仲間とともに、対策と予防を重視して、熱く語る天明先生だった。

「明日死ぬかのように生きよ (Live as if you were to die tomorrow)、永遠に生きるかのように学べ (learn as if you were to live forever.)」

昨年5月30日に亡くなられた天明佳臣先生の書斎にガムテープで貼られていたメモ



2005年2月はつりじん肺調査@新垣組」事務所

モ用紙に書かれていたと、偲ぶ会最後の謝辞で「まさに偉大な父でした」と話されたご長男の晃太郎さんが教えてくれた。

なるほど、天明先生の生き様はそれであったかと妙に合点がいった。

会のはじめは、在りし日の先生の姿がスクリーンに映写された。神奈川の写真家・今井明さんがこの日のために制作した。出稼労働者健診、外国人労働者に医療を提供する「みなとまち健康互助会」(MF-MASH)、世界アスベスト東京大会…と元気でにこやかなで真剣な先生の若い頃から齢を重ねた最近の姿はどれも胸を打つ。

沢田貴志・港町診療所長が「それぞれの場で先生の仕事を引き継いでいる私たちお互いが知り合う場として偲ぶ会があればいいと思います」と会をスタートさせ、先生と活動をともにした方々がつぎつぎと亡き先生との思い出を語った。

平野敏夫・亀戸ひまわり診療所理事長は、港町診療所の最初や出稼ぎ労働者の健康問題、なかんずく「出稼ぎ健康管理ネットワーク」の活動をまとめた本の原稿が遺稿となってしまったけど、出版が今日に間に合った、先生の取り組みの100%がこの本にある、また、川崎市の給食や横浜の食肉公社などで産業医としての活動に力を注がれた、労働者全に健康に働ける職場をつかっていこうという天明さんの意志を引き継いでいきたいと話した。

古谷杉郎・全国安全センター事務局長は、1978年に神奈川労災職業病センターに入職したので1979年開設の港町診療所の天明先生とはそのときからのつきあいだけど、この日はアスベスト問題における天

明先生のことに絞って話された。先生はアジアの草の根の労災職業病・安全衛生運動交流の初期、1986年から深く関わってこられた。アスベスト問題には1982年の横須賀の造船退職者自主健診を皮切りに、日本のアスベスト運動の大きな転換点となった第2回世界アスベスト会議（東京）の組織委員長を務め、クボタショックを経ながらアジア、世界のアスベスト運動の発展に力を尽くされたのだった。

神奈川での天明先生の同志である斎藤竜太・十条通り医院院長は、ともにとりくんだ港湾病のことをはじめさまざまな想い出を話され、朗々たる追悼の歌で締めくくった。

このほか移住労働者と連帯する全国ネットワーク事務局長の山岸素子さん、学生時代からの天明先生の親友・小木和孝さん、全統一労働組合の鳥井一平さん、韓国からかけつけたヤン・ギルソン医師、秋田から来られた出稼ぎ労働者支援関係者、全港湾委員長の鈴木誠一さんがそれぞれ想いを語った。

かつて沖縄から大阪に出稼ぎにきて斫り（はつり）労働者として働いた人たちの多くが重症じん肺を発症した件に当センターが本格的に取り組むようになったのが2000年前後からだが、その人達の出身地である沖縄県的那覇市と粟国島で相談会をすることになった2003年10月、天明先生はこれに積極的にというか、ご自身の課題



2003年10月沖縄職業病相談会@那覇市

という感じで参加された（このとき一緒に相談会をおこなった白石昭夫・愛媛労働安全衛生センター事務局長も偲ぶ会に参加した）。その後、クボタショックがおきたのは2005年6月末だったが、その年の2月、大阪市北区にあった斫り親方故・新垣重雄さんの事務所でも10数人のはつりじん肺患者の聴き取り調査をされた。そういったことを偲ぶ会で話させていただいた。

「天明と斎藤竜太医師は奈良県立医大の車谷典男教授らと、2000年代の初めに沖縄から大阪に「はつり工」として出稼ぎし

てきた労働者の胸部X線を読影し、粒状影累々の典型的なけい肺患者とともに不整形陰影を主とするアスベスト肺患者を見つけていました（第10回国際職業性呼吸器疾患会議、於北京、2005年4月19～22日で発表。）」

先生の遺著となった「出稼ぎと医療～「出稼者健康管理ネットワーク」(一葉社)の『アスベスト関連疾患を発生する危険がある多彩な職種』の一節である。

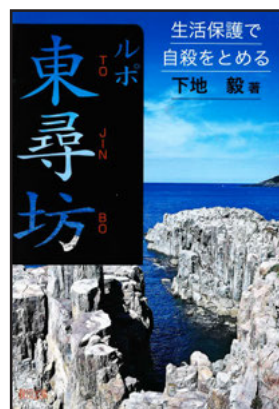
天明佳臣先生は関西労働者安全センターの大切な恩人であった。

ルポ東尋坊 生活保護で自殺をとめる

下地 毅 著

東尋坊の断崖をさまよひ、眼下の海をのぞいて立ちくみ、身を投げ出そうとする自殺企図者……そうした人を見つけるや体を張って止めに入る「NGO 月光仮面」。「NGO 月光仮面」は、生活保護申請を様々な手口で受け付けない行政と年間1万人を超える人間を自殺に追いやる冷酷な日本国に立ち向かう！（2021.1）

緑風出版／四六判上製／328頁／2400円



全国労働安全衛生センター連絡会議 YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UC1aBHbBkml5mzHWe8Z8In1A>



検索



韓国からの ニュース

■小規模事業場のいじめ被害者、半分が「退社」

今年7月、職場内いじめ禁止法（勤労基準法）が施行されて丁度4年になる。法施行直後の2019年9月と比較した時、いじめの経験自体は減ったが、いじめの水準はむしろ激しくなったという調査結果が出た。特に、5人未満の事業場の場合、いじめられた後に「会社を辞めた」という回答者が半分に近いことが分かった。5人未満の事業場には職場内いじめ禁止法が適用されないため、法を改正して法の枠内に包括すべきだと指摘されている。

職場の甲質119は世論調査機関と、先月7日から14日まで、全国の満19歳以上の会社員1千人を対象に、職場内いじめ関連の調査を実施し、2日に発表した。回答者の28%が、この1年間で職場内いじめの経験が「ある」と答えた。職場の甲質119が2019年9月に発表したアンケート調査より、16.5%減少した。

しかし、いじめの水準は激しくなった。いじめの程度を尋ねると、44.6%が「深刻だ」と答えた。2019年9月の調査では38.2%で6.4%増えた。

いじめられた時、73.2%は「我慢したり知らないふりをした」。2019年（59.7%）より13.5%上昇した。「会社を辞めた」という答えも、20%から22.1%に小幅ながら増加した。会社や労組、雇用労働部などに「申告した」という回答者は同期間に5.8%から6.8%に1%増加したが、事実上大きな変化はなかつ

た。

事業場の規模が小さいほどいじめを経験した後で会社を辞めるケースが多いことが分かった。5人未満の事業場で働く会社員では、いじめを経験した回答者の半分に近い47.4%が「会社を辞めた」と答えた。5人以上～30人未満では25%、30人以上～300人未満は18.9%、300人以上の事業場は11.3%だった。2023年1月3日 毎日労働ニュース オ・ゴウン記者

■週60時間働いて肝臓癌「これでも労働時間を柔軟化？」

一週間に60時間以上勤務し、肝臓がんにかかって死亡した警察官の公務上災害を裁判所が認めた。一カ月に最長283時間（平日1日約13時間）勤務したことが判った。

警察官Aさん（死亡当時40歳）の妻が人事革新処に起こした殉職遺族給与不承認処分取り消し訴訟で、原告勝訴判決が出た。人事処は不服として控訴した。

Aさんは2005年の任用後、約11年間勤務していたが、2016年にB型肝炎と肝硬変症にかかった。治療中の2019年10月に肝臓がんと診断され、結局、六ヵ月後の2020年1月に死亡した。

Aさんは、2014年4月に「世越号惨事」で彭木港で収拾作業をして、月に368時間働いた。一日に約17時間働いたわけだ。2016年2～5月も凶悪事件を引き受け、1か月に最大72時間の超過勤務をした。地方選挙があった2018年にも選挙専任チームで、日常的な夜勤が続いた。

凶悪犯罪を捜査した2019年には四交代で働き、月255～283時間働いた。休日を除けば、一日11.5～12.8時間ずつ働いたという計算だ。肝臓がんの診断直前にも10日

間で 105 時間を職場で過ごした。

傷病診断前の 12 週間の一週間の平均業務時間は約 63 時間と確認された。平均 60 時間を超過した場合、「慢性過労」と判断する雇用労働部告示基準を越えたのだ。結局、A さんは肝臓がんが診断から二カ月で 2 倍以上も急速に進行した。

人事処は過労と傷病の因果関係が明らかになっていないとして遺族給付を不承認としたが、裁判所の判断は「故人は難しい業務を担当しながら、家にも帰らずに生活する姿が目撃されるなど、無理な勤務をした」とし、「B 型肝炎を考慮すれば、余りに過重な業務遂行に該当する」と判示した。「業務上の過労が肝臓がんの発病に及ぼす影響が医学的に明確に究明されていないくても、過労で免疫機能が急激に低下した状態が B 型肝炎と重畳作用して死亡に至った」と結論付けた。2023 年 1 月 6 日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者

■散らばった本人情報、労災申請時に一度に集める

勤労福祉公団は、9 日から業務上災害で労災補償を申請する労働者の書類提出の負担を緩和し、事件を迅速に処理するために「公共マイデータサービス」を開始するとした。

公共マイデータサービスは、行政・公共機関に散在している自身の行政情報を、本人または本人が指定した第三者に提供するように要求できるサービスだ。

この間、色々な事業場で長期間有害要因にばく露されて職業病に罹った労働者は、職業歴を認められるために、国民健康保険公団・国民年金管理公団といった多数の機関から四大保険の加入履歴を確認できる書類などの発給を受けて、提出しなければならなかった。

労働者の書類提出の負担が加重され、勤労福祉公団も労災申請の処理に必要な情報を直ちに確認するのに、困難を経験していた。

公共マイデータサービスによって、勤労福祉公団が入手する本人情報は健康保険資格得失確認書・国民年金加入者加入証明・所得金額証明・事業者登録証明・障害者証明書の五種類だ。被災労働者がこれらの情報に関するマイデータの提供を要求すれば、行政・公共機関を直接訪問して、具備された書類を一々発給されなくても良い。公団はリアルタイムで入手したデータを利用することで、書類の検討、入力などの手続きを簡素化し、業務を効率化することができる。

被災労働者がマイデータサービスを利用するには、療養給付や障害給付を請求して、『本人情報第三者提供要求書』を同時に提出すれば良い。2023 年 1 月 9 日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

■ソウル市、清掃労働者の交通事故・墜落予防「指針書」発刊

ソウル市が街を清掃する美化員とゴミ・リサイクル品の回収員、建物清掃員など、危険な環境で働く労働者のための安全守則を作った。事業主が労働者の安全のために責任を負うべき義務事項も明確にした。

指針書には美化員が車輛を見られるように、自動車の通行の反対方向に移動しながら作業すること、ゴミの重量を 20kg 単位に分けて移動すること、安全手袋など保護具を着用することなどを助言する。

ゴミ・リサイクル品回収員はゴミが投入される回転板に挟まれる事故を防止するためにネットを設置し、回転板に接近禁止装置と非常停止スイッチを設置することを勧告した。

建物の外壁などを掃除する建物清掃員の場

合、指針書で、強風・突風の時は作業を中止し、ロープの固定装置と摩耗状態を徹底的に確認するように案内した。

現場労働者だけでなく、事業主が守るべき事項として、安全保健教育と健康診断を義務的に施行し、周期的に現場の危険性評価や有害要因の調査を行うなど、法定の義務が案内されている。また、事業主は労働者に保護装具を支給し、労働者用の休憩施設を設置・管理しなければならない。

指針書は各自治区の民願室と新韓銀行、ウリ銀行、労働者総合支援センターで無料で配布され、ソウル市のホームページからもダウンロードできる。2023年1月16日 京郷新聞 ユ・ギョンソン記者

■重大災害処罰法の初年度、事故死亡者が39人減った

昨年、職場で611件の重大災害が発生し、644人の労働者が命を失った。「重大災害処罰などに関する法律」(重大災害処罰法)施行前の2021年に比べ、事故件数は8.1%(54件)減り、死亡者は5.7%(39人)減少した。しかし、重大災害処罰法が適用される50人以上の事業所の事故死亡者は256人で、法施行以前より3.2%(8人)増加した。なぜこのようなことが起こったのだろうか。

19日に雇用労働部が発表した「2022年労働災害現況」によると、昨年の労災死亡事故は611件で、644人が死亡した。法施行以前の2021年と比較すると、死亡者は39人、事故件数は54件減少した。事故件数が減ったのに比べて死亡者数の減少が少ない理由は、二人以上の命を奪った大型事故が増えたためだ。昨年、火災・爆発・倒壊などの大事故は13件で、2021年より5件増えたが、これによる死亡者数(39人)は77.3%増加

した。

大型事故は主に300人以上の大企業に集中した。300人以上の事業場での事故死亡者は47人で、2021年に比べて30.6%(11人)増えた。この内、火災・爆発事故による死亡者が29.8%(14人)の割合を占めている。

大企業での大型重大災害の増加は、50人以上の事業場で事故死亡者の数が増えた直接的な背景だ。昨年、50人以上の事業場で230件の労災死亡事故が発生し、256人が命を失った。2021年から8人(3.2%)増えたが、事故件数は4件(1.7%)減少した。

ソウルサイバー大学(安全管理学)のカン・テソン教授は、「重大災害処罰法の施行以後、全体の事故件数が減ったことは肯定的」とし、「墜落や挟まれ事故は短期間の安全措置で改善できるが、爆発・崩壊事故は老朽化した施設を解決するなど、根本的で構造的な対策が必要なので、事故予防に時間がもう少しかかるおそれがある」と解説した。

昨年の重大災害発生現況での大きな変化は、50人未満の事業場に現れた。依然として重大災害の60.2%がこれら中小規模の事業場に集中しているが、昨年の事故は50件(11.6%)、死亡者は47人(10.8%)に減少した。特に5人以上、50人未満の事業場での事故死亡者は67人で、2021年から14人(17.3%)減少した。

カン・テソン教授は「元請けの経営責任者の、下請けの安全保健管理責任を強化した重大災害処罰法の施行による落水効果」だと解釈した。最高経営者の労災死亡に対する関心が高まり、重大災害処罰法の施行に対するマスコミ報道が増え、中小事業場の警戒心も高くなったと推論できる。

労働部は昨年、労災死亡事故の中から、
(18ページへつづく)

前線から

暴力！暴力！暴力！外国人建設労働者への暴力三連発

三重・奈良・京都

昨年末に日を置かずに入った3件の相談は、すべて建設業に従事する外国人技能実習生からの、日本人作業員から暴力を振るわれた、というものだった。

1件目は三重県名張市の建設会社で鉄筋施工の技能実習に従事するムハンマドさんからの相談である。ムハンマドさんは有給休暇が取れないとか、移動時間が長いとかなどの不満以外に、現場ですぐ殴られるということを話し出した。技能実習生を採用するような事業所に指導力など期待できないし、現場では奴隷を購入したくらいの感覚しかないからとムハンマドさんを慰めたものの、物を使って殴ってくるということが気になったので詳しく聞いてみた。すると、加害者は他社の社長であるということが分かった。

ムハンマドさんの会社の

社長も、別の会社の人間に自分の職人が殴られてよく黙ってられるな、と感想をこぼすと、うちの会社は仕事が無いので、監理団体の理事長の会社で使ってもらっているのです、だから殴られてもうちの社長は文句を言えません、と説明してくれた。それが事実だとすると、所属事業所外での就労、つまり「飛ばし行為」と言って技能実習法に抵触し、受入停止処分すらありうる事態である。しかも傘下の受入企業を監督すべき監理団体の理事長が経営する会社で働かされているとなると、受入企業の独断であるはずがない。すぐに行政上の保護機関である外国人技能実習機構に介入してもらい、別の事業所へ転籍が決まった。現在はとりあえず手続きが終わるのを待っているところである。

その数日後、同じ監理団

体傘下の、奈良市で足場工として実習に就いているアヌワルさんから、「僕も殴られています、助けてください」という連絡とともに、唇を切って血を流している写真が送られてきた。アヌワルさんによると、会社のある職人から毎日執拗に顔面を攻撃され、その写真は現場用黒板で力いっぱい突かれたときの写真だという。別の日には目地コテでこめかみを突かれて流血したし、とにかく顔を狙ってくるので鼻血は日常茶飯事だという。同じ技能実習生の友人に連れられて事務所に行って来たアヌワルさんは、顔に攻撃を受けたことを延々と再現してくれたが、いつ、どこで、どのような背景で暴力を受けたのかと尋ねても、「顎を黒板でかちあげられて…」とか「スコップを槍のように突きつけてきて…」と加害の瞬間がパチンパチンと頭に思い浮かんできてはそれを口にするばかりである。あ、そうだ、と思い出したようにアヌワルさんは「作業中に後ろからキンタマを蹴り上げられて、失神したのが最初です。ユンボに乗って私の後ろで作業をしていた

その職人が何か言っていたような気がするのですが、ユンボの騒音は大きいし、私は日本語がよく分からないし、何も言わずに自分の作業を続けていたら、急に後ろから蹴られたみたいで…」と話してくれた。痛みは引かず、睾丸は腫れあがっていたために翌日病院に行き、事業所代表者からは謝罪をされたという。また、できるだけその職人とアヌワルさんが組まないような配置もしてもらえるようになった。しかし、それでもその職人と一緒に現場に入ることはあり、そのたびにその職人はアヌワルさんに効果的なダメージを与えるために、顔が狙われ続けた。

事業者も「あいつは何言っても聴かんもん、しゃあない」とでも言っているのだろうか、アヌワルさんがもっと大げがをして働けなくなるまで黙認することにしたようである。アヌワルさんは、受け答えのコミュニケーションの難しさだけでなく、人が腕を上挙げただけで怯えるような反応も見せるし、そのまま心療内科にでも連れて行った方がよいかもしれな

い状態である。

ちなみにムハンマドさんもアヌワルさんも、所属する監理団体はグッドフェローズ協同組合（三重県名張市）という。グッドフェローズというと、実在のギャングを題材にした映画のタイトルと一緒に、Goodfella を英語の辞書で引くとギャングスター、あるいはマフィアと出てくる。外に漏れないよう隠れてやればどんなに悪いことをしても問題ない、という姿勢が名称からも現れている。ムハンマドさんもアヌワルさんも、外部に相談をした裏切り者としてバットで頭を潰されるおそれがあるので、今後も油断なくフォローをしてかなくてはならない。

と、ここまで書いていたところ、サラムさんという人から「俺、日本人の同僚に暴力を振るわれているんだ。助けてくれよ」と腫れあがった顔写真を送ってきた。話を聞こうと背景を教えてほしいとメッセージを送ると、サラムさんはすでにパニックに陥っており、暴行を受けた話を一生懸命するばかりで事情はよく分からない。「会社も監理団

体も、俺も謝らないといけない、って言うんだ」という。

時間をかけて話を聞いたところ、サラムさんは足場工で、建設現場の7階で、滑車を使って足場材を揚げ降りしする作業をしていたものの、重量に耐えきれず足場材を地面に落としてしまったという。それ自体が危険な話ではあるが、「なんで落としたんや」という聴取を日本人従業員から受けた際、経緯を説明しようとしたにもかかわらず突然顔を蹴られて吹っ飛ばされてしまった。顔に残った靴跡から、ケンカキックだったに違いない。サラムさん自身はまだ理解していないが、レントゲン写真などを見ると眼窩底骨折のようである。脳に異常がなかったことは幸いだが、今回報告した3人のなかで最も深い傷を負った。



いずれも相談を受け始めたばかりだが、あまりに残酷でサディスティックな事件ばかりである。昨年広く報道され、外国人技能実習制度の見直しにまでつながった岡山県のシックスクリエイト事件のような暴力

行為は、建設業では普通の出来事ではないだろうか。建設業はキャリアアップシステムの導入など、建設業の発展と近代化を目指してはいるものの、未だ末端では徒弟制度のまま、より下の立場の者に対する暴力

が蔓延しているのかもしれない。とりわけ退職や転職などの逃げ道のない外国人技能実習生は被害に遭いやすいのではないかと思われる。



(18 ページのつづき)

重大災害処罰法の適用対象として 229 件を捜査した。この内、177 件は依然として捜査中だ。事件処理率は 22.7% に過ぎない。

労働部が捜査を終えて検察に渡した事件は 34 件、この内、検察が起訴した事件は 11 件に止まる。内偵終結処理をされた事件は 18 件で、44.4% は「法違反なしが明確だ」という理由で終結した。それ以外は「法適用対象ではない」3 件、「支配・運営・管理範囲外」3 件、「個人の持病で死亡など、その他」4 件だ。

検察に事件を送検した 33 件の内、50% は 300 人未満の中小企業か、120 億ウォン未満の建設現場だ。大手法律事務所を動員して法律防御に力を入れた 1 千人以上の大手企

業は 4 件に止まった。工事金額が 800 億ウォン以上の事業所も 1 件に過ぎない。

労働部のチェ・テホ労災予防監督政策官は 18 日の記者ブリーフィングで、「企業が有害要因を確認して改善するなど、事前的な予防努力が強化されると期待したが、実際には最高経営者（CEO）の処罰を免れる部分に集中して活動がされたようだ」とし、「早く起訴されて判決が出れば、全般的に企業に与えるメッセージが大きかったはずだが、事例が出てこないことで、緊張度が落ちるといった影響があったと見られる」と説明した。
2023 年 1 月 20 日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者 (翻訳：中村猛)



中皮腫ポータルサイト
みぎくりハウス

<https://asbesto.jp/>



中皮腫患者による、中皮腫患者のための情報発信、交流の場！！
お問い合わせは、0120-310-279 中皮腫サポートキャラバン隊

1月の新聞記事から

1/7 横浜市の建設測量会社「川久保企画」で勤務していたベトナム国籍の男性（29）がパワハラや長時間労働を理由に退職を申し出た際、社長から100万円を請求されるなどして精神的苦痛を負ったとして、男性が同社に110万円の損害賠償を求めて横浜地裁に提訴した。

1/10 陸上自衛隊相浦駐屯地（長崎県佐世保市）の水陸機動団に所属する20代の男性3曹が2021年11月に自殺を図って死亡し、上司が3曹にパワハラをした可能性があり懲戒処分を検討している。3曹は21年10月ごろ、精神面の健康チェックシートに、健康状態が悪いと回答をしたところ、上司の男性曹長から書き直しを命じられた。3曹は11月初旬、自殺した。複数の隊員が書き直しを命じられたという。また、同水陸機動団の1等陸曹の男性が会見を開き、上司から休職を強要されるなどのパワハラを受けたと明らかにした。1曹によると、陸曹長からチェックシートを書き換えさせられるなどのパワハラを受けた。陸曹長は11月9日付で役職を解かれた。1曹自身はこの件に関与していなかったのに、中隊長から休職の強要を受け21年12月にうつ病と診断され、22年2～6月に休職。陸自のホットラインや団の幹部に申告したが、「対応してもらえなかった」という。今後刑事告訴も検討していくという。

「ウーバーイーツ」の配達員を殴ったり蹴ったりしたとして、兵庫県警尼崎南署は、暴行の疑いで尼崎市の塗装会社経営の男を現行犯逮捕した。逮捕容疑は同市内にある自宅マンションの自室前廊下で、牛丼を届けに来た配達員に、釣銭の計算が遅いと腹を立て、頬を殴り手を蹴るなどの暴行をした疑い。

1/11 猛暑の建築現場で作業し、その後死亡した男性の妻が、国に労災認定を求める訴えを起こした。大阪地裁に提訴したのは、柘之内秀行さん（44）の妻で、柘之内さんは5年前の8月上旬、気温30度を超える中で、建設現場の屋外で作業中に「くも膜下出血」を発症、約1か月後に死亡した。伊丹労働基準監督署は、月平均80時間に届いていないとして労災を退け、労働保険審査会も認めなかった。

1/19 給付法の見直しを視野に文科省の教員勤務実態調査が進む中、全日本教職員組合（全教）は、「教職員勤務実態調査2022」の第1次集計の結果を公表した。校内での時間外勤務と持ち帰り時間を合わせた教職員の時間外勤務の合計は4週間合計で86時間24分となり、10年前に比べて4時間49分減ったものの、過労死ラインを超えていた。文科省指針の月45時間の上限を「毎月超えている」26.1%、「超えた月がある」33.1%との答えだった。校内の時間外勤務は、年代別では30歳以下が4週間で83時間52分、学校種別では中学校が同じく88時間44分でそれぞれ最も長かった。

奈良市役所に勤務し、仲川げん市長の秘書を担当していた元職員の男性が、市を相手取り、市長らのパワハラに対する慰謝料や未払い賃金など計約1230万円の支払いを求め、地裁に提訴した。男性は秘書広報課で市長担当になった昨年4月以降、市長から「全然あかん」などと言われ、床に放り投げた資料を拾われたり、別の職員の前で叱責されたりした。男性は不眠などになり、昨年秋に退職した。さらに、男性は時間外勤務などの手当の支払いも求めている。

インドネシアでは昨年以來、子供が急性腎不全となり死亡するケースが多発し、約200人の上っている。政府当局は咳止めシロップに含まれていた化学物質が関係しているとみて調査をしている。少なくとも8つの製薬会社と複数の政府機関に対する集団訴訟が起こっている。警察が薬のサンプルを調べたところ、エチレングリコールとジエチレングリコールが含まれていたという。当局は、この2つの化学物質が死亡と関係があったとみている。インドネシア政府は昨年10月から複数の咳止めシロップの使用を禁止し、複数の製薬企業に対して独自の法的措置をとっている。

1/25 「かっぱ寿司」で店長を務めた男性が心臓疾患を発症したのは過重労働が原因だと、国に労災と認めるよう求めた訴訟の判決が、名古屋地裁であった。裁判長は発症前の時間外労働が月100時間を超えていたと認めたが、業務との因果関係は認めなかった。樋上正さんは2011年2月から愛知県内の2カ所の店舗で店長や副店長を務めたが、12年11月に急性心不全を発症して入院。14年1月にも心停止で意識不明の重体になり、22年12月に47歳で死去した。樋上さんには拡張型心筋症の持病があったが、原告側は長時間労働などによって重篤化したと訴えていた。判決は、発症前の残業は、月平均100時間超と算定したが、長時間労働が症状の悪化に影響したかは不明だと結論付けた。

1/26 陸上自衛隊下志津駐屯地（千葉県）は、高射教導隊に所属する20歳代の男性陸士長を停職2日の懲戒処分とした。陸士長は2020年1月頃～9月頃、同じ部隊の女性隊員に体を密着させるなど不快な行為をした。女性隊員が同年9月中旬に部隊に申告し、発覚した。

1/27 「日本芸能従事者協会」は、フリーランスの芸能従事者などが産業医の指導を受けられる仕組みを今年2月から始める。昨年からは臨床心理士にメール相談できる「芸能従事者こころの119」を始めており、「こころとからだ」の両面で、健康や安全を確保するためにサポートする。同協会は、産業医による芸能従事者への保健指導だけでなく、仕事現場の環境改善支援まで取り組む考え。

1/30 陸上自衛隊郡山駐屯地（福島県）に所属していた当時、複数の男性隊員から性暴力を受けた元自衛官、五ノ井里奈さん（23）が、国や加害行為に関与した隊員5人を相手取り、損害賠償を求める訴訟を横浜地裁に起こした。五ノ井さんは2020年9月に郡山駐屯地に配属された後、21年8月までに男性隊員から性的な身体接触や発言をされた。押し倒されて下半身を押しつけられるなどの被害を受けた後、関与した隊員から口止めもされた。防衛省は22年12月、20～40代の男性隊員5人を懲戒免職とするなど計9人を処分していた。

長時間労働が原因で心筋梗塞を発症したとして、兵庫県内在住の50代男性が元勤務先の運送会社（姫路市）と代表取締役2人に約3080万円の損害賠償を求めた訴訟で、神戸地裁姫路支部は、同社に約1947万円の支払いを命じた。代表取締役らへの請求は棄却した。男性はトラック運転手として同社に勤務し、長時間勤務や恒常的な深夜勤務により2016年、心筋梗塞を発症した。18年に姫路労働基準監督署が労災認定している。裁判長は、業務と心筋梗塞との因果関係を認めた。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259